

収入保険について

「新型コロナウイルス特例」を設けます！

収入保険では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した場合で

あっても、翌年の基準収入（過去5年間の平均が基本）に影響しない特例が設けられました。

具体的には、令和元年以前の収入を用いて、令和2年の収入（単位面積当たり収入）を調整し、過去5年間の平均収入を補正します。

■問い合わせ先・担当者

群馬県農業共済組合 渋川支所

TEL:0279-26-2600

FAX:0279-26-2601